



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県監察局
法制文書課

定期第364号 令和3年9月14日発行

目次

【告示】

番号	表題	担当課名
600	令和3年度自衛官候補生の募集期間，採用試験の試験期日，試験場等を告示する件	とくしまゼロ作戦課
601	特定養殖業者の同意が漁業災害補償法に規定する要件に適合すると認める件	水産振興課
602	建設業者の許可を取り消した件	建設管理課
603	都市計画法の規定による工事が完了した件	都市計画課

【選挙管理委員会告示】

番号	表題	担当課名
59	公職の候補者等が個人演説会等に使用できる公営施設の指定を取り消した旨の報告があった件	

徳島県告示第六百号

自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第七十九号）第一百四十四条、第一百七十七条第一項及び
第一百八十条の規定により、令和三年度の陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官
候補生の募集期間、採用試験の試験期日、試験場等を次のとおり告示する。

令和三年九月十四日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 募集期限、試験期日及び試験種目

男子及び女子の陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生

試験回	募集期限	試験期日	試験種目
第一回	令和三年九月十五日（水曜日）まで	令和三年九月二十二日（水曜日） 同日（木）二十三日（木） 同日（金）二十四日（金） 同日（曜日）	筆記試験、口述試験 、適性検査、身体検査及び経歴評定

備考 筆記試験は、国語（作文を含む。）、数学、地理歴史及び公民につき、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に定める高等学校卒業程度の学力について試験するものとする。

二 試験場

男子及び女子の陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生

試験回	名称	位 置
第一回	海上自衛隊徳島航空基地	板野郡松茂町住吉字住吉開拓三八

三 応募資格

日本国籍を有し、令和四年三月一日又は四月一日現在で十八歳以上三十三歳未満の者（ただし、三十二歳の者は、採用予定月の初日から起算して三月を経過する日の属する月の翌月の末日現在において三十三歳に達していないこと）で、学校教育法に定める高等学校卒業程度以上の学力を有し、かつ、次のいずれにも該当しないもの

- 1 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

- 2 法令の規定による懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者

- 3 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

四 採用予定月

令和四年三月又は四月

五 志願票の受領及び提出先

志願票は、各市役所若しくは各町村役場又は自衛隊徳島地方協力本部若しくはその出張所等で受領し、提出すること。

徳島県告示第六百一号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号。以下「法」という。）第百二十五条の六第三項において準用する法第百五条の二第四項の規定により、次の加入区の区域内特定養殖業者の同意が法第百二十五条の六第一項に規定する要件に適合すると認めるので、公示する。

令和三年九月十四日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

法第百二十五条の二に規定する養殖業

のり等養殖業（黒のり）

加入区の名称	加入区の区域
長原加入区	長原漁業協同組合の地区
川内加入区	川内漁業協同組合の地区

のり等養殖業（青のり）

加入区の名称	加入区の区域
長原加入区	長原漁業協同組合の地区
応神町加入区	応神町漁業協同組合の地区
川内加入区	川内漁業協同組合の地区
徳島市第一加入区	徳島市第一漁業協同組合の地区
徳島市住吉加入区	徳島市住吉漁業協同組合の地区
渭東加入区	渭東漁業協同組合の地区
徳島市辰巳加入区	徳島市辰巳漁業協同組合の地区

徳島県告示第六百二号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項第一号の規定に基づき、建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により、次のとおり公告する。

令和三年九月十四日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 処分をした年月日

令和三年八月二十五日

二 被処分者の商号又は名称及び主たる営業所の所在地

林鉄筋工業株式会社

徳島市国府町芝原字中庄一番地一

三 被処分者の代表者氏名及び許可番号

代表取締役 林 和義

徳島県知事許可（般・〇一）第七〇三五三号

四 処分の内容

建設業法第二十九条第一項第一号の規定による許可の取消し（解体工事業に関する一

般建設業許可）

五 処分の原因となった事実

建設業法施行規則の一部を改正する省令（平成二十七年国土交通省令第八十三号）附則第四条の経過措置が令和三年六月三十日を限りに終了したことに伴い、建設業法第七条第二号に掲げる基準を満たさなくなった。このことが同法第二十九条第一項第一号に該当する。

徳島県告示第六百三三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次のとおり工事が完了したことを公告する。

令和三年九月十四日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

開発区域又は工区に含まれる 地域の名称	開発許可を受けた者	
	住 所	氏 名
小松島市田野町字月ノ輪七六番四、七七番二、七七番四、七七番五、七八番二、七八番六及び七八番七の各一部のうち第二工区	小松島市横須町一番一号	小松島市長
吉野川市鴨島町山路字宮ノ南一六八九番一及び一六九〇番一	吉野川市鴨島町山路一六五一番地一	金岡 重則 金岡 みゆき
同 喜来字宮北四四〇番四、四四〇番一、四四一番三、四四一番五、四四二番三、四四二番五から四四二番八まで、四四三番一〇から四四三番一一まで、四四七番二、四四八番及び四四九番	阿波市市場町大俣字久光二八番地	有限会社ゼン建
名西郡石井町石井字石井一四九七番	香川県高松市寺井町一〇二四番地二	株式会社ファミリーホーム
同 高川原字高川原七六六番一、七六六番二及び七六七番並びに七六八番三の一部	埼玉県さいたま市大宮区北袋町一丁目六〇二番一号	株式会社しまむら
板野郡北島町北村字千田ノ木二三番一、二六番二及び二七番一	板野郡北島町江尻字妙蛇池三三番地一	株式会社渡辺不動産
同 字大黒四三番一の一部	同 北村字大黒四二番地一	近藤 楓太
同 太郎八須字長岸開三五番一の一部	徳島市助任橋三丁目二二番地四	株式会社ヘイワ土地
同 藍住町富吉字穂実七一番一及び七一番二	板野郡松茂町中喜来字前原東七番越一九番地三	社会福祉法人靖美福祉会

徳島県選挙管理委員会告示第五十九号

阿南市選挙管理委員会から、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百六十一条第三項の規定により、公職の候補者等が個人演説会等に使用できる公営施設として指定していた次の施設について、指定を取り消した旨の報告があった。

令和三年九月十四日

徳島県選挙管理委員会委員長 中 田 丑 五 郎

施設 の 名 称	所 在 地
羽ノ浦総合国民体育館	阿南市羽ノ浦町宮倉沢田一〇〇番地
阿南市大野老人いこいの家	阿南市下大野町三条一二番地一